

関係機関等一覧

	撮影場所	関係機関名	連絡先	備考
1	西表島、鳩間島	環境省 西表自然保護官事務所 (町内のほぼ全域が 国立公園 のため)	0980-84-7130	町内のほぼ全域が国立公園のため HP 内の「西表石垣国立公園における撮影にあたっての注意事項チェックシート」を確認のうえ記入、撮影届出書に添付。
2	竹富島、小浜島、黒島、新城島、波照間島、石西礁湖内	環境省 石垣自然保護官事務所 (町内のほぼ全域が 国立公園 のため)	0980-82-4768	メディア（テレビ、新聞、雑誌書籍、YouTube 等配信サービス）による自然環境を題材とした撮影と、自然公園法の規制行為に該当する可能性がある場合は、担当する自然保護官事務所へ確認後、チェックシートの提出。
3	西表島で入林する場合	林野庁 九州森林管理局 沖縄森林管理署 (西表島のほぼ全域が 国有林 のため)	098-918-0210	沖縄森林管理署へ 入林届 を提出し、接受印のある入林届の写しと撮影場所を示した地図がある場合は、併せて撮影届出書へ添付。入林して撮影する場合は、 町長から免許を取得した観光ガイド（【観光案内人一覧】参照） の同行を義務づけているため、撮影届出書のその他欄に同行するガイド事業者名を記載。入林して無人航空機を飛行させる場合は、沖縄森林管理署へ 無人航空機用の入林届 を提出し、接受印のある入林届の写しと撮影場所を示した地図がある場合は、併せて撮影届出書へ添付。無人航空機のみが入林する場合は、ガイドの同行は不要ですが、無人航空機用の入林届の提出は必要。
4	無人航空機を飛行させる場合	国土交通省 航空局 無人航空機ヘルプデスク 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール	050-5445-4451	無人航空機登録制度 に伴い、使用機体の登録記号を撮影届出書の無人航空機の機種等の欄に記載。飛行場所、内容については許可が必要な案件か確認

				し、許可書がある場合はその写しを添付。許可書がない場合は、許可を取得した日付を撮影届出書のその他欄に記載。許可が不要な場合はその旨を撮影届出書のその他欄に記載。
5	波照間空港周辺（高那崎含む）で無人航空機を飛行させる場合	波照間空港管理事務所	0980-85-8375	飛行が可能か確認し、その旨を撮影届出書のその他欄に記載。
6	ピナイサーラの滝周辺で無人航空機等を飛行させる場合			入林して飛行させる際は、入林届および同行するガイドの判断に従い、人がいない上空で撮影を行うこと。無人航空機のみが入林する場合は、ガイドの同行は不要ですが、無人航空機用の入林届の提出は必要。
7	ゲーダ川、クーラ川周辺（洞窟含む）で撮影・無人航空機等を飛行させる場合			メディア、マスコミ等関係者の場合、撮影届出書の提出は不要。 竹富町観光案内人条例施行規則 で定める 様式第1号 の提出が必要。当該地付近は私有地のため、所有者へ確認・誓約書の提出、その写しを様式第1号へ添付。個人で無人航空機等を飛行させる場合は、撮影届出書（第2号様式）の提出と当該地付近は私有地のため、所有者へ確認・誓約書の提出、その写しを撮影届出書へ添付。
8	ンママキーヤマネコパーク、うなりざき公園で撮影を行う場合	竹富町まちづくり課 施設係	0980-82-1107	メディア、マスコミ等関係者の場合、 公園使用許可申請書 を事前に提出。
9	集落内で撮影を行う場合	地元公民館		集落内での無人航空機等を使用した撮影は禁止。
10	海岸で撮影を行う場合	沖縄県八重山土木事務所 維持管理班	0980-82-2942	撮影に際して、公共海岸の土地の占用（立入制限・工作物の設置等）や土石の採取、土地の掘削・盛土等を行う場合は、管理

				者の許可を受けること。
11	道路で撮影を行う場合	八重山警察署 交通課 企画・規制係	0980-82-0110	許可が必要な案件か確認し、許可書がある場合はその写しを添付。許可書がない場合は、許可を取得した日付を撮影届出書のその他欄に記載。許可が不要な場合はその旨を撮影届出書のその他欄に記載。
12	県道で撮影を行う場合	沖縄県八重山土木事務所 維持管理班	0980-82-2942	
13	漁港で撮影を行う場合（西表、細崎、波照間）波照間のみターミナル含む	竹富町産業振興課 農林水産・林務係	0980-82-3116	
14	文化財 やその付近で撮影を行う場合	竹富町教育委員会 社会文化課 文化財係	0980-87-6257	HP内の【文化財周辺で無人航空機を飛行させる予定の方】を確認。確認済の旨、撮影届出書のその他欄へ記載。
15	加屋真島で撮影を行う場合	ホテルミヤヒラ内 三和トラベル	0980-82-6475	
16	由布島で撮影を行う場合	株式会社由布島	0980-85-5470	
17	私有地や各施設で撮影を行う場合	各所有者、管理者		

※竹富町には消防署がなく、緊急の際には消防団（一般町民で構成）が出動します。何かあった場合の町民の負担や通信環境、交通手段等、安全性を考慮し無人島での撮影はご遠慮いただいております。